

はい

70 歳以上の被保険者の場合、「資格情報のお知らせ」を交付します

ご自身の被保険者資格などを簡易に把握できるよう資格情報のお知らせを交付します。（医療機関などでの資格確認はマイナ保険証の提示が原則となります。）

資格情報のお知らせは、医療機関などでマイナ保険証の読み取りができない場合において、マイナ保険証とともに提示することで受診することが可能となりますので大切に保管してください。

※原則として、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関などを受診することはできません。

70 歳未満の被保険者の場合、「資格情報のお知らせ」を交付しません

すでに交付している「資格情報のお知らせ」を引き続き使用できます。必要な場合は窓口で申請してください。

「資格確認書」を交付します

これまで同様に保険診療を受けられるよう、以下に該当する人に、資格確認書を交付します。資格確認書の交付に申請は必要ありません。

- ・マイナンバーカードを取得していない人
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した人
- ・マイナンバーカードの電子証明書の更新を失念した人
- ・マイナンバーカードを返納した人
- ・マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない人

注意

以下に該当する人は、資格確認書などの有効期限（令和9年7月31日）が異なる場合があります。

70 歳になる人

有効期限が70歳の誕生月の末日（1日が誕生日の人はその前日）までの資格確認書などが交付されています。70歳の誕生月の月末まで（1日が誕生日の人は前月中）には資格確認書などが郵送されます。

75 歳になる人

有効期限が75歳の誕生日の前日までの資格確認書などが交付されています。75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に移行するため誕生月の前月末までには資格確認書などが郵送されます。